

地震災害時の道路情報の収集・提供について

北海道開発局開発土木研究所 正 員 加治屋安彦
同 上 正 員 阿部 英樹

1. はじめに

平成5年、6年に、北海道は釧路沖地震、北海道南西沖地震、北海道東方沖地震と大きな地震に見舞われ、道路網は大きな被害を受けた。災害時に道路は、負傷者の救急搬送や復旧のための物資や人の輸送を円滑に処理しなければならず、また事故の未然防止の観点からも、迅速な情報の収集・提供が極めて重要となる。

本報では、主に北海道東方沖地震を対象に、道路管理者内部の道路情報の収集・提供実態を調査し、またテレビ報道における道路情報提供の実態とつぎ合わせ、地震災害時における道路情報の収集・提供の課題について考察した結果を報告する。

2. 北海道東方沖地震の道路被害

今回の地震により、道東地域の道路は大きな被害を受けた(図-1)。

国道では、釧路開発建設部が管轄する12路線のうち、小規模のものも含めると11路線198箇所(このうち大規模被害4路線13箇所)で路面陥没、路肩崩壊、橋梁破損などの被害を受けた。このうち、道路被害で通行止めとなったのは3路線4箇所、片側通行規制は7路線13箇所であった。また、網走開発建設部が管轄する路線では、通行止めはなかったものの1路線2箇所で片側通行規制となった。

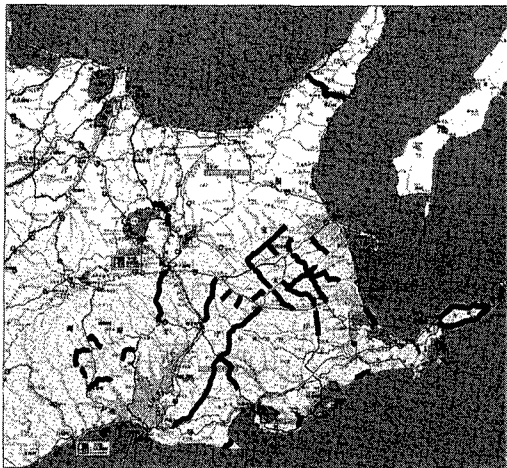


図-1 北海道東方沖地震直後の道内幹線道路網
(一般道道以上)の通行止め状況

2. 災害報道と道路情報

これまで、釧路沖地震、北海道南西沖地震を対象として行った調査結果から、道路利用者の多くは、災害時の道路情報をテレビなどの報道から得ていることが分かっている。そこで、地震発生直後からNHKの総合チャンネルにおける災害報道を3日間(72時間)にわたって記録し、報道における道路情報と道路管理者が報道機関等の外部に提供した道路情報をつぎ合わせ、照合・検証を行った。

表-1は、今回の地震で通行止めとなった国道の路線、区間、距離、通行止め開始時刻と、通行止めの情報が報道機関に提供された時刻を表したものである。

地震直後4路線4区間で通行止めとなったが、これらの情報が報道機関に提供された時刻を見ると、国道334号に関する情報提供を除くと、通行止めが開始されてから報道機関に情報提供が行われるまでに、少なくとも1時間半以上を要しており、その短縮に向けて今後の検討が必要と思われる。

また、同表には道路管理者が報道機関に対して情報を提供した時刻と、報道機関が実際にこれらの情報を報道した時刻も示している。これを見てもわかるように、地震直後に通行止めとなった区間(4路線4区間)は、情報が提供されてから遅くとも1時間以内に報道され、道路利用者に通行止めの情報が届いている。なお国道38号に関しては、正式には10月5日の1時4分に報道がなされていたが、地震直後に釧路放送局屋上のカメラが現地(幣舞橋)の映像をとらえており、早い時点で情報提供がなされていたと言える。また、国道391号弟子屈町跡佐登の通行止めに関する情報は、報道機関に10月5日の14時30分に提供されたが、通行止めが開始されてから2分後の10月5日の0時42分には既に報道がなされていた。これは、報道機関が道路管理者や沿道のドライブイン等に問い合わせたり、他の機関(北海道、警察など)からの情報にもとづいて報道したものと考えられる。

以上のように、地震直後に提供された情報は迅速に報道されたことがわかる。すなわち、通行止めが開始されてから、これらの情報が迅速かつ正確に報道機関に対して提供されれば、道路利用者に対しての迅速に情報が伝わることを表している。

表-2は、地震直後のテレビ報道から、国道に関

